

令和7年度「健康サポート薬局」研修会開催要項

平成28年に厚生労働省基準適合「健康サポート薬局」が施行され、同薬局の届出が平成28年10月1日から開始された。健康サポート薬局は、平成27年6月に厚生労働省に設置された「健康情報拠点 薬局（仮称）」のあり方に関する検討会」を踏まえ、「かかりつけ薬局・薬剤師の基本的な機能に加えて、地域住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局」を「健康サポート薬局」として薬機法上に位置づけている。薬局は、告示に定める基準を満たし、都道府県知事等に届け出ることによって健康サポート薬局の表示ができ、健康サポート薬局である旨は、薬局機能情報提供制度により公表されている。健康サポート薬局には、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師が常駐することが定められている。

本会では、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」により、研修実施機関（日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターが合同届出）の協力者として下記のとおり健康サポート薬局研修会を開催する。

- 本研修会は、健康サポート薬局研修修了証の更新手続きに必要な研修会と併催とする。
健康サポート研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講する必要がある。（研修会B及びeラーニングの再受講は更新要件ではないが、能力の維持・向上、知識の更新・確認のため、再受講することが望ましい）
※研修会Aについては更新対象者を優先とする。
- 研修会A参加者**
勤務薬局において連携が想定される地域の医療・保険・健康・介護・福祉等の連絡先などを調べ、当日研修会内のグループ討議の際に情報提供を出来るように準備する。なお、この事前調査に関する提出および書式はない。
- 研修会B参加者**
日本薬剤師会が提供する「健康サポート薬局研修 eラーニング」のコンテンツ（2020改訂版）のうち、要指導医薬品等概説の研修項目、特に、「臨床判断の考え方と疾患の推測（総論）」（60分程度）「要指導医薬品・一般用医薬品販売における基本姿勢」「セルフメディケーション支援のための薬局での対応・一般用医薬品等の選択」（いずれも120分程度）を受講しておく。また、実際のOTC医薬品の添付文書について、どのような記載内容があるか確認しておく（1～2例で可）。
自薬局で取り扱いのあるOTC医薬品のうち、鼻水の症状に適応のある品目のリストを作成し、研修会当日持参する。

なお、研修会Bの内容は、薬局利用者の相談対応として要指導医薬品や一般用医薬品による対応に焦点を当て、薬局利用者の情報収集、状態把握、それに合わせた適切な医薬品選択、という対応の流れや考え方を体得するための研修として作成したプログラムを適用したものであり、広く薬剤師に受講いただきたい。

このため研修会Bについては、健康サポート薬局研修の受講を目的とする薬剤師に加え、セルフケア・セルフメディケーション研修の受講を目的とする薬剤師も対象に含める。

1. 主催 一般社団法人長野県薬剤師会
2. 共催 公益社団法人日本薬剤師会
3. 後援 長野県（予定）
4. 受講要件 ※研修会Aのみ

【新規受講の方】 ➡別添「健康サポート薬局研修受講ガイド」を確認。

令和7年度中に薬局においての薬剤師としての実務経験が5年以上となる。

【更新受講の方】 ➡別添「「健康サポート薬局研修」修了者の皆様へ～研修修了証の更新手続きについて～」を確認。

令和9年(2027年)12月6日までに研修修了証の有効期限を迎える方

5. 日時・開催場所

健康サポート薬局研修会A「健康サポートのための多職種連携研修」

- ・日時 令和7年12月7日（日）13:00～17:30（予定） ※受付12:30～
- ・場所 長野県薬剤師会医薬品総合研究センター
〒390-0802 松本市旭2-10-15（TEL:0263-34-5511）

健康サポート薬局研修会B「健康サポートのための薬剤師の対応研修」

- ・日時 令和7年11月16日（日）13:00～17:30（予定） ※受付12:30～
- ・場所 長野県薬剤師会医薬品総合研究センター
〒390-0802 松本市旭2-10-15（TEL:0263-34-5511）

6. 受講料 健康サポート薬局研修会 A 6,000円(ただし、本会会員は2,500円)
健康サポート薬局研修会 B 6,000円(ただし、本会会員は2,500円)
※研修会 A・B 受講確定後、長野県薬剤師会から請求書を送付する。

7. 定員 研修会 A 70名 研修会 B 70名

- *原則、申込順での受付とする。
- *研修会 A は更新対象者を優先することとする。
- *研修修了証の発行には薬剤師として薬局での5年の実務経験が必要であることから、既に薬局での5年の実務経験、健康サポート薬局としての体制整備進捗状況等を考慮し調整する場合がある。
- *受講決定の連絡は、申込者あてメールで行う。

8. 申込方法 専用申込みフォームから申込み。(本会ホームページに掲載)
※研修会 A・研修会 B それぞれ申込み手続きが必要となる。

9. 申込期間 研修会 B 令和7年10月3日(金) 9時 ~ 10月17日(金) 17時まで
※先着順・定員になり次第締切

- 研修会 A【更新対象者】 令和7年10月21日(火) 9時 ~ 10月31日(金) 17時まで
【新規受講者】 令和7年11月4日(火) 9時 ~ 11月14日(金) 17時まで
※先着順・定員になり次第締切

10. 受講証明書の交付

各回研修会(研修会 A・B)終了後、所定のレポート提出後に受講証明書を交付する。
研修中、長時間にわたって離席された方、研修終了前に退席された方には交付しない。

11. その他

- ・詳細については、受講者に別途案内する。
- ・申込者の都合により研修会当日受講をキャンセルされた場合でも、受講料の返金はしない。
- ・本研修会は日本薬剤師研修センター研修認定単位の対象外。

12. お問い合わせ

長野県薬剤師会事務局 担当: 保険医療課 桐山・藤澤
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL 0263-34-5511 / FAX 0263-34-0075 / e-mail hoken3@naganokenyaku.or.jp

【研修修了証について】(平成28年4月26日 日薬業発第51号「健康サポート薬局に係る研修について(その3)」より)
健康サポート薬局の届出では、「有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証」が届出添付書類とされている。
以下のアイに該当する方が、「健康サポート薬局研修会 A・B」「知識習得型研修(e-ラーニング)」の受講終了後、別途申請(全ての受講証明書(3通)及び必要書類を提出)を行うと「研修修了証」が発行される。(提出先: 日本薬剤師研修センター)
ア すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者
イ 薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験がある者
※修了証発行には別途費用がかかる。具体的な申請方法や金額については日本薬剤師研修センターホームページ参照。
※研修修了証は、5年以上の実務経験があることを確認した上での発行となり、5年未満の実務経験で研修を受講した方は、実務経験が5年以上となつてからの申請となる。
※厚生労働省が示す要綱に則り、研修修了証は、発行から6年間を有効期限とし、有効期限の2年前から有効期限の間に研修を再履修・修了した場合には、研修修了証の有効期限を6年間延長するものとする。なお、要綱に「一度研修修了証(無効である研修修了証を除く。)を受けた健康サポート薬剤師に対しては、「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講で修了証を再発行しても差し支えない」とあり、「A」の研修会がそれに該当する。



受講される方は必読! 健康サポート薬局研修受講ガイド

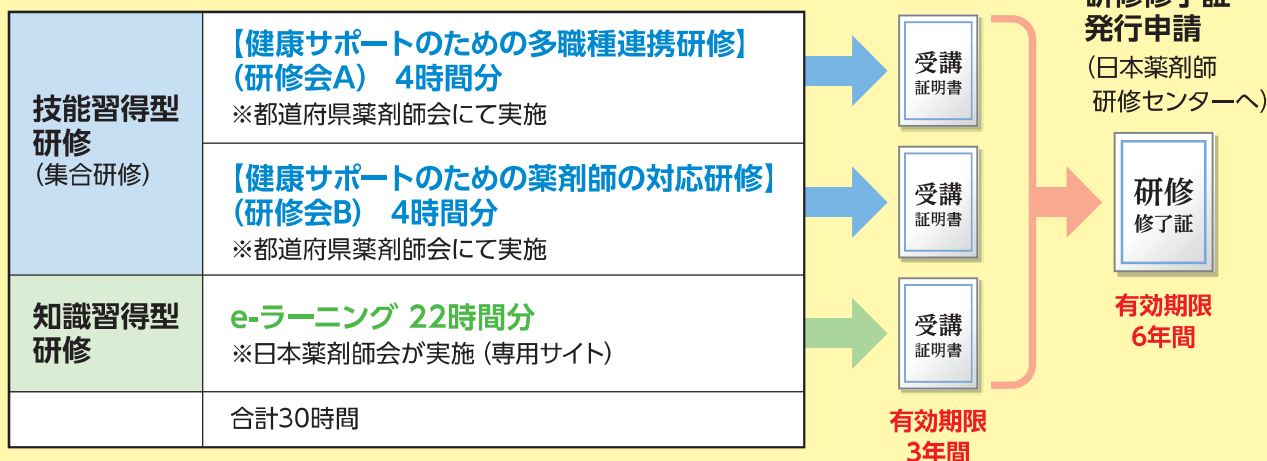
この研修は、これから健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局、及び既に表示している薬局に従事する薬剤師の方を対象とするものです。
日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターは当該研修の実施機関として、合同で、厚生労働省が指定する確認機関（日本薬学会）への届出を行っており、都道府県薬剤師会の協力を得て、以下のとおり研修を実施しています。



健康サポート薬局研修は、日本薬剤師会のほか、複数の団体が実施しています。他の団体が行う研修とお間違えないようにご注意ください。すべての課程において同じ研修実施団体のものを受講しなければ、研修修了証は発行されません。



日本薬剤師会の研修実施方法



受講申し込み方法

■技能習得型研修(研修会A及びB)

各都道府県薬剤師会で開催しております。開催日の問い合わせ、研修会の申し込みについては、各都道府県薬剤師会宛てにお願いいたします。

研修会Aは、勤務先薬局所在地の都道府県薬剤師会の研修会を受講してください。
(研修会Bは、勤務先薬局所在地以外の都道府県薬剤師会の研修会も受講可能です。)

■知識習得型研修(e-ラーニング)

右記の専用サイトにアクセスし、ページ中央の「新規のお申し込みはこちら」のボタンより申し込みください。

健康サポート薬局研修<e-ラーニングサイト>
<https://www.jpakensapo.jp/>

研修受講から修了までの流れ

STEP 1

受講申し込み

裏面の「受講申し込み方法」を確認のうえ申し込みを行う

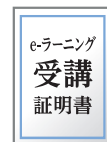
STEP 2

研修の受講

研修会A及びBと、eラーニングをそれぞれ受講し、
受講証明書を取得する(計3通)



受講証明書の有効期限は3年間です。



STEP 3

研修修了証の発行申請

全ての受講証明書(正本3通)及び必要書類を
日本薬剤師研修センターに提出する



日本薬剤師研修センターのホームページに掲載されている
「健康サポート薬局研修修了証交付申請要領」を必ずご確認ください。



受講証明書の有効期限内に研修修了証の発行申請を行ってください。



研修修了証の交付申請には、薬局薬剤師として、5年以上の実務経験が必要です。

STEP 4

研修修了証の交付

日本薬剤師研修センターから研修修了証が発行される



研修修了証の有効期限は6年間です。



研修修了証を更新するには、以下①、②の両方を満たす必要があります。

- ① 研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講すること
- ② 研修修了証の有効期限の2ヵ月前までに、日本薬剤師研修センターへの更新申請を完了(手数料振込・郵送必着)すること



日本薬剤師会以外の他団体が実施する健康サポート薬局研修を修了し、研修修了証の交付を受けた場合は、都道府県薬剤師会が実施する「研修会A」を受講されても、他団体が交付した研修修了証の更新はできません。

詳細は日本薬剤師会ホームページでご確認ください

STEP ① トップページ「健康サポート薬局」のバナーをクリック

STEP ② 「健康サポート薬局研修について」をクリック



[2022年3月現在]

作成：公益社団法人日本薬剤師会

【更新受講の方】

日本薬剤師会・長野県薬剤師会 「健康サポート薬局研修」修了者の皆様へ ～研修修了証の更新手続きについて～

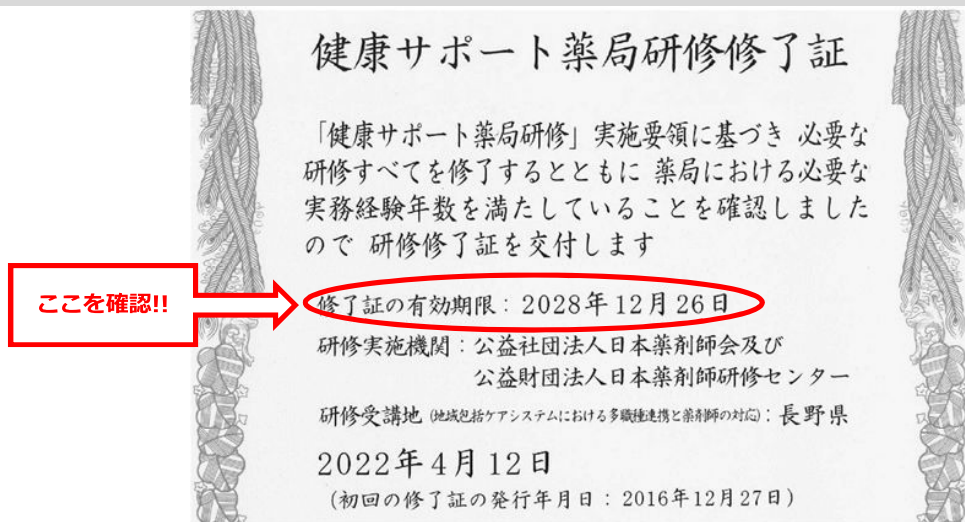
※健康サポート薬局研修等の「受講証明書」と「研修修了証」をお間違いないようご注意ください。
このお知らせは、すでに「研修修了証」の交付を受けた方へのご案内です。

有効期限内に【研修の再受講】と【更新申請手続き】が必要です！

自身の有効期限を確認し「期限2年前」以降の初回の研修会Aを受講してください！

- 健康サポート薬局の研修修了証は、発行から6年間に限り有効です。
- 但し、有効期限の2年前以降の研修を再履修・修了した場合には、有効期限の6年間延長（以降「更新」という）が可能です。
- 研修修了薬剤師の修了証の有効期限が切れた場合には、健康サポート薬局の届出を取り下げする必要がありますのでご注意ください。（薬局に自身しか「健康サポート薬局研修修了者」がいない場合）
- 有効期限内に更新申請の手続きを行なわない場合、改めて、すべて（30時間）の研修を再履修し、修了証を取得しなおす必要があります。
- 研修の再受講の機会が1回のみの場合も想定されますので、「有効期限2年前」以降の初回の研修会Aの受講をお勧めします。

※健康サポート薬局研修は、複数の団体・企業が実施しています。すべての課程において同じ研修実施団体のものを受講しなければ、研修修了証は発行されません。研修修了証の更新手続きについても同様です。日本薬剤師会以外の他団体が実施する「健康サポート薬局研修」を修了し「研修修了証」の交付を受けた場合は、都道府県薬剤師会が実施する研修会Aを受講されても、他団体が交付した「研修修了証」の更新はできませんのでご注意ください。



■更新要件

以下ア、イの両方を満たす必要があること。

- ア 研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講すること
- イ 研修修了証の有効期限の2ヵ月前までに、更新申請を完了（手数料振込・郵送必着）すること ※ 更新手続きを期限内に行うためには、有効期限の2年前～2ヵ月前の間に開催される研修会Aを受講する必要があります。また申請書の郵送にかかる日数も考慮する必要がありますので、「有効期限2年前」以降の初回の研修会Aを受講するようにしてください。
- ※ 更新手続きを期限内に行うためには、有効期限の2年前～2ヵ月前の間に開催される研修会Aを受講する必要があります。また申請書の郵送にかかる日数も考慮する必要がありますので、「有効期限2年前」以降の初回の研修会Aを受講するようにしてください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会Aの開催時期が例年と異なることや日程が延期となる場合があります。
- ※ 研修会B及びe-ラーニングの再受講は更新要件ではありませんが、能力の維持・向上、知識の更新・確認のため、ぜひ再受講ください。

■更新手続きに必要なもの・手順

- ・発行費用（税込3,300円）
- ・以下ア～ウを添えた「健康サポート薬局研修修了証交付申請書（期間延長（更新申請）用）」
 - ア 上記に沿って再受講した研修会Aの受講証明書（正本）
 - イ 期間延長（更新）対象となる健康サポート薬局研修修了証（写し）（該当するもののみ）
 - ウ 研修修了証交付手数料振込明細の写し
- ・申請書様式や具体的な手順等については、日本薬剤師研修センターホームページをご確認ください。

◆◆ 更新申請先 ◆◆ 公益財団法人 日本薬剤師研修センター

※申請方法・申請書様式等は、日本薬剤師研修センターのホームページに案内があります。

下記ページから「健康サポート薬局研修修了証交付申請要領」の「Ⅲ. 期間延長した研修修了証の交付を申請する場合（更新申請）」をご覧ください。

<https://www.jpec.or.jp>

◇研修修了証を紛失された場合は再発行が可能です（要手数料）。詳細は申請要領をご覧ください。

◇研修修了証に係るお問い合わせは、同センターへお願いいたします。

（メールのみ受付。申請要領内に問い合わせ先メールアドレスの記載あり）

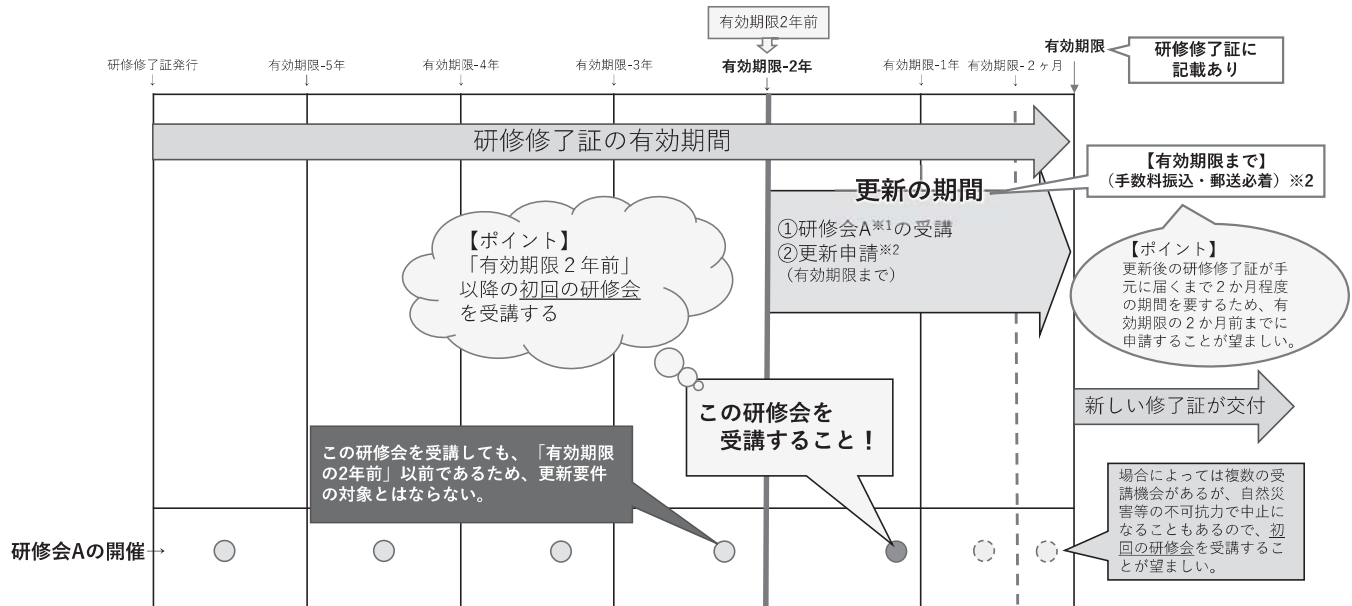
- 研修の仕組みの全体像や詳細については、日本薬剤師会ホームページでご案内しています。

HOME > 日本薬剤師会の活動 > 健康サポート薬局 > 健康サポート薬局研修について

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/support/kensyu.html>

健康サポート薬局研修修了証 更新スケジュール早見表

下表に、自身の研修修了証の有効期限を当てはめて、自身の更新スケジュールを確認してください。



※1：研修会Aは、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する研修会を受講すること。

複数の都道府県にまたがって勤務する場合など、複数県の研修修了証の更新が必要な場合は、各県で同様の手続きを行ってください。

※2：更新申請先は「公益財団法人日本薬剤師研修センター」です。詳しい申請要領と所定様式は同財団のホームページに掲載されています。

<https://www.jpec.or.jp/>